

森林総合監理士等技術者活動支援事業（継続）

【平成 30 年度概算決定額 12,964（20,752）千円】

事業のポイント

森林総合監理士等林業技術者の技術的水準の向上を推進します。

<背景／課題>

経営意欲を失っている森林の経営・管理を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林を公的に市町村が管理する新たな森林管理システムを構築するに当たっては、林業関係の人的資源が脆弱な市町村に対し支援を実施している森林総合監理士の役割は益々重要となっています。

また、平成 28 年 5 月の森林法等の一部改正により、伐採後の造林状況報告の義務付けや、森林経営計画の認定要件に鳥獣害防止森林区域における取組の記載が義務付けられるなど、市町村においては、地域の森林づくりのマスタープランとなる市町村森林整備計画の策定等に加え、新たに高度な技術的知見や判断が必要となっており、市町村に対し支援を実施している森林総合監理士等の技術水準の向上を図ることが必須となっています。

政策目標

平成 32 年度末までに森林総合監理士 2,000 人以上を育成

<内容>

市町村森林整備計画の策定等市町村への指導・助言の役割を担うべき森林総合監理士等の技術水準の向上を図るため、大学・林業大学校等と連携した地域課題を踏まえた実践的な継続教育を実施するとともに、森林総合監理士等が行う先進的な地域活動を全国に普及させるためのネットワークを構築します。

<補助率等>

委託

<事業実施主体>

民間団体等

<事業実施期間>

平成 29 年度～平成 32 年度（4 年間）

（お問い合わせ先：
林野庁研究指導課（03-3502-5721））

森林環境税創設の議論の進展

- ・森林管理に果たすべき市町村の役割の増大
- ・森林吸収源対策の推進に寄与

制度の改正や技術の進展

- 森林法等の一部改正
 - ・市町村森林整備計画の計画事項
 - ・森林経営計画の認定要件等の変更

鳥獣害防止森林区域の設定・解除、被害防止対策の実施

木材安定供給確保事業計画区域内の森林経営計画の伐採材積の上限緩和

●新たな技術開発

コンテナ苗の活用など再生林～保育までのトータルでの低コスト化

効果的な鳥獣害対策技術の開発 (ICT利用、防鹿柵の低コスト化等)

人的資源が脆弱な市町村に森林総合監理士等による技術的支援が必須

市町村における森林・林業行政の適切な執行を確保

森林総合監理士等技術者の技術的水準の向上

○大学等と連携した実践的な継続教育の実施



木材生産の低コスト化など地域課題を踏まえた実践的な継続教育の実施



罠による鳥獣害対策など、新たな課題に対応するための継続教育の実施

ネットワークの構築による情報の共有

- 森林総合監理士等が行う先進的
地域活動を全国に普及させるためのネットワークの構築



森林総合監理士等技術者の継続教育の実施

実効性の高い市町村森林整備計画の作成等の支援を通じた林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図る